

日本繊維産業連盟「繊維製品に係る有害物質の不使用方法に関する自主基準」①

平成 24 年3月 29 日、繊維業界を包括する団体である日本繊維産業連盟が、「繊維製品に係る有害物質の不使用方法に関する自主基準」を発表しました。これは、発がん性が指摘される“特定芳香族アミン”を生成する恐れのあるアゾ色素の不使用方法、繊維産業全体で取り組むための指針と言えます。

そしてその翌日(3月 30 日)には、経済産業省が「この自主基準の遵守等を通じて、繊維製品の安全性の確保に万全を期すよう、広く関係者に対して周知を行ってまいります」とコメントを発表し、今回の自主基準が単なる自主基準ではなく、国が推める業界スタンダードだと読み取れる流れになっています。

最終目的は、言うまでもなく、消費者の安心・安全の要請に応えるための未然防止体制を創りあげることであり、繊維産業のさらなる信頼確保にあります。

ニッセンケンだよりでは、4回シリーズの予定で「繊維製品に係る有害物質の不使用方法に関する自主基準」のポイントを紹介します。

1. 対象物質・対象アイテムについて

- ◆所定の試験方法により、特定芳香族アミン 22 物質が繊維製品から 30mg/kg を超えて検出されるアゾ色素(染料・顔料)が使用されていないこと。

EU における REACH 法 と同様の物質を対象。試験方法も EU の規格を採用。
なお、今回問題としているアゾ色素は、全色素約 6000 種類中約 200 種類。

- ◆外衣・中衣・下着・その他の衣類、寝衣、和服、くつ下・足袋、帽子、手袋、ハンカチ、ネクタイ、マフラー、スカーフ、おむつ、おむつカバー、よだれ掛け、エプロン、レギンス、ふとん、ふとんカバー、敷布、毛布、まくらカバー、タオル、バスマット等のアイテムが対象。

ベルト、バッグ、傘、皮革製品・毛皮製品、座布団、カーテン等が今後対象となる可能性あり。

2. 自主基準の狙い

- ◆繊維製品・衣料品が、危険性の知られている物質を含まないことを証明できるようにする。
- ◆証明付きで不使用とすることに取り組む。

小売、アパレル、テキスタイル、染色、染料・加工剤メーカー等、繊維製品のサプライチェーン全ての事業者が、安全性の「証明書」を、正しくその素材と紐つけておくことで、消費者の手に渡るまで、素材単位の安全性が証明出来ることが必要。①染色企業の工場単位での「不使用宣言書」、もしくは②所定の試験方法による「分析証明書」が有効。

3. 素材の確実な管理

- ◆発がん性が疑われる特定芳香族アミンを生成する可能性がある色素を使用しない、または染色後の製品分析等を通じ、素材や衣料品の安全を確保する。
- ◆サプライチェーンを通じ、各事業者は、安全性を確保する条件(=対象物質の不使用方法)の下、販売と仕入(受注・発注)双方で、素材の安全性確認を励行。

トレーサビリティ(原料等の流通経路)を明確にすることで消費者にとっての安全性が高まる。

ニッセンケンのアゾ色素分析

日本で唯一のエコテックス国際共同体加盟試験機関であるニッセンケンでは、特定芳香族アミン 24 物質の分析を行っていますので、より消費者にとっての安全性確保が図れます。

分析料金: 1点当たり 12,000 円(ポリエステル及びポリエステル混はプラス 3,000 円)

※同一商品であれば、各色3点まで1点として取り扱えます

割引: 5点で 10%引き、10 点で 20%引き。それ以上はご相談ください

納期: 通常1週間

